

に基づく占用、海岸法の規定により海岸管理者にした協議に基づく占用若しくは行為、下水道法の規定により公共下水道管理者とした協議に基づく行為又は河川法の規定により河川管理者とした協議に基づく行為又は河川法の規定により港湾管理者とした協議に基づく行為道路法の規定により受けた道路管理者の許可に基づく占用、海岸法の規定により海岸管理者にした協議に基づく占用若しくは行為下水道法の規定により公共下水道管理者とした協議に基づく行為又は河川法の規定により河川管理者とした協議に基づく占用若しくは行為とみなす。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の適用に関する経過措置)

第十三条 機構の成立前に行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。同法第二条第二項に規定する行政文書の開示に係る部分に限る。)の規定に基づき、機構の業務に係る行政文書に関する文部科学大臣(同法第十七条の規定により委任を受けた職員を含む。以下この条において同じ。)がした行為及び文部科学大臣に対してもされた行為は、機構の成立後は、独立行政法人等の保有する情報の開示に係る部分に限る。)の規定に基づき機構がした行為及び機構に対してされた行為とみなす。

第一条 (平成一六年四月二日政令第一六八号) 抄

(施行期日) この政令は、法の施行の日(平成十六年五月十五日)から施行する。

附 則 (平成一六年二月一五日政令第三九六号) 抄

(施行期日) この政令は、「改正法」という。の施行の日(平成十六年十二月十七日)から施行する。

第一条 この政令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十六年十二月十七日)から施行する。

(施行期日) (処分、手続等の効力に関する経過措置)

第四条 改正法附則第二条から第五条まで及び前二条に規定するものほか、施行日前に改正法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によつてした処分、手続その他の行為である。改正法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手續その他の行為とみなす。

附 則 (平成一六年二月一五日政令第三九九号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、景観法の施行の日(平成十六年十二月十七日)から施行する。

附 則 (平成一七年二月一八日政令第二四四号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附 則 (平成一七年五月二五日政令第一八二号)

この政令は、景観法附則ただし書に規定する規定の施行の日(平成十七年六月一日)から施行する。

(施行期日) (平成一七年七月二九日政令第二六二号) 抄

第一条 この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年九月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年九月二二日政令第三一〇号) 抄

(施行期日) 1 この政令は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年九月三十日)から施行する。

附 則 (平成一八年一二月八日政令第三七九号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。

附 則 (平成一八年一二月二二日政令第三九五号) 抄

(施行期日) 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年一〇月三一日政令第三三八号) 抄

(施行期日) 1 この政令は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行の日(平成二十年十一月四日)から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日政令第二七九号)

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年一二月二六日政令第四二七号)

この政令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日(平成二十三年十二月二十七日)から施行する。

附 則 (平成二七年一月一五日政令第六号)

この政令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年一月十八日)から施行する。

附 則 (平成二八年一一月九日政令第三六四号) 抄

(施行期日) 1 この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成三〇年一一月九日政令第三〇八号) 抄

(施行期日) 1 この政令は、法の施行の日(平成三十年十一月十五日)から施行する。

附 則 (平成三〇年一一月九日政令第三〇八号) 抄

(施行期日) 1 この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成三〇年一一月九日政令第三〇八号) 抄

(施行期日) 1 この政令は、法の施行の日(平成三十年十一月十五日)から施行する。

附 則（令和三年一〇月二九日政令第二九六号）

この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附 則（令和四年一〇月二八日政令第三三五号）

この政令は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。

附 則（令和四年一二月二三日政令第三九三号）抄

1 この政令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年五月二十六日）から施行する。

附 則（令和五年九月一三日政令第二八〇号）抄

（施行期日）
1 この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則（令和六年四月一九日政令第一七二号）抄

（施行期日）
1 この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。